明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産五六）　一
〔告　示〕
○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第１の６の⑴のアの規定に基づき、同アの農林水産大臣が定める方法を定める件（農林水産一六八四）　四
○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第１の６の⑴のイの規定に基づき、同イの農林水産大臣が定める方法を定める件（同一六八五）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
再生関係　五
特殊法人等
令和元年度衆議院共済組合の決算、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構令和元事業年度財務諸表関係　七
地方公共団体
公示送達関係　二三
会社その他
会社決算公告　二三
二五

省令

○農林水産省令第五十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月二十六日

農林水産大臣　江藤　拓